

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十号

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例

徳島県立自然公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、環境審議会が軽微な事項と認めるものについては、環境審議会の意見を聴くことを要しない。

第十二条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者（第十条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第三十四条第一項中「において」を「においては」に改め、同項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、徳島県立自然公園の利用に支障を及ぼすものであるものを行うこと。

第三十四条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十九条第一項中「第四十六条第一号」を「第四十六条第一項第一号」に改める。

第四十五条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第四十六条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 徳島県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 二 徳島県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
 - 三 徳島県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 第四十七条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。
- 第五十三条中「第十五条又は第三十二条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十五条又は第三十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第二十一条第三項の規定に違反したとき。

第五十四条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十条第六項」を「第十条第三項の認可を受けた者が、同条第六項」に、「者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十一条第三項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改める。

第五十六条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第五十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二十九条第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とする。

附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。